

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	農地法第3条の規定による許可申請書	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	耕作目的での農地の売買、贈与、賃借等に係る許可の審査を農業委員会総会で行い農地の利用調整を図るため	
記録項目	1住所、2職業、3年齢、4氏名、5許可を受けようとする土地の状況等、6権利を取得しようとする者及びその世帯員（構成員）等の農業従事の状況及び雇用労働力に対する依存の状況（法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況）、7権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況	
記録範囲	農地法第3条の規定による許可申請書を提出した者（譲受人等・譲渡人等）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）世羅町農業委員会事務局	
	（所在地）〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	農地法第4条の規定による許可申請書	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	自己所有農地を農地以外に転用する許可の審査を農業委員会総会で行い農地の利用調整を図るため	
記録項目	1住所、2職業、3氏名、4許可を受けようとする土地の状況等、5転用目的等、6転用の事由等、7事業の資金計画	
記録範囲	農地法第4条の規定による許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世羅町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	農地法第5条の規定による許可申請書	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	自己所有農地を農地以外に転用し、他へ権利移動（所有権移転や使用収益権（賃貸借・使用貸借）を設定する場合に許可の審査を農業委員会総会で行い農地の利用調整を図るため	
記録項目	1住所、2職業、3氏名、4許可を受けようとする土地の状況等、5転用目的等、6転用の事由等、7事業の資金計画	
記録範囲	農地法第5条の規定による許可申請書を提出した者（譲受人等・譲渡人等）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世羅町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農業経営基盤強化促進法に基づき行われた利用権設定について、契約期間中に解約する場合に通知を受け、利用権の合意解約を行う	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 土地の所在、地番、地目及び面積、4 賃貸借契約の内容、5 農地法第 18 条第 1 項各号に該当する事由の詳細、6 賃貸借の解約の申入れ、合意解約又は更新拒絶の通知をした日、7 土地の引渡しの時期、8 その他参考となるべき事項	
記録範囲	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書を提出した者（貸借人・借借人）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 世羅町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	非農地通知書	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	世羅町における農地の適正な管理を行うため、現に森林原野の様相を呈しているなど、農地として利用することが物理的に困難な荒廃農地を対象に、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行った後、その土地の所有者に対し、非農地通知を行う	
記録項目	1住所、2氏名、3土地の所在、登記地目、登記面積等	
記録範囲	非農地通知書を通知した者	
記録情報の収集方法	農地利用最適化推進委員、農業委員会サポートシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世羅町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	非農地証明申請書	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地法の適用を受けない土地である旨の現況証明を行う	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4証明を受けようとする土地の表示、5農地でなくなった理由及び現在の利用状況の詳細、6証明を受けようとする理由	
記録範囲	非農地証明申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 世羅町農業委員会事務局	
	(所在地) 〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	農地利用集積計画の諮問	
行政機関等の名称	世羅町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農業経営基盤強化促進法に基づき行われるもので、町が主体となって農地の出し手と受け手の情報を収集し、町の基本構想に定める要件を満たす担い手農家等へ、農地の売買・賃借により農地を集積する農用地利用集積計画の諮問を町から受け、総会にて審議する。	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢、5各筆明細書（利用権を設定する土地・設定する利用権）、6設定を受ける者の農業経営状況	
記録範囲	利用権設定申出書兼農用地利用集積計画書を提出した者（設定を受ける者（耕作する人）・設定する者（土地の所有者））	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）世羅町農業委員会事務局	
	（所在地）〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日